



これからの保育を考える

関西大学
山縣 文治

私の基本的スタンスは、

1. 子どものためにも
 2. 子ども減少地域の事業者のためにも
 3. 幼稚園のためにも
 4. 私立幼稚園の場合、なおさら認定こども園が望ましいというものです。
- 基本が少し歪んでいることを踏まえて聞いていただけたら幸いです。

何をしようとしているのか

～ 新制度の目的 ～

- ⊖ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ⊖ 計画的な保育の量的拡大・確保
 - 待機児童解消
 - 人口減少地域の基盤の維持・確保
- ⊕ 地域の子ども・子育て支援の充実

何をしようとしているのか ～ 新制度の目的 ～

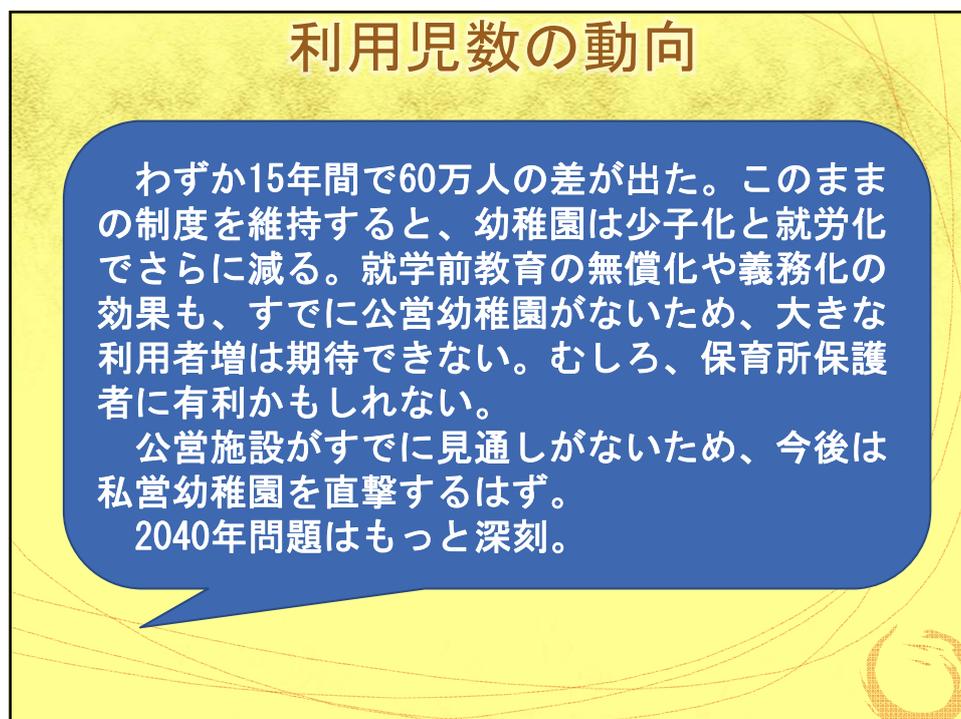
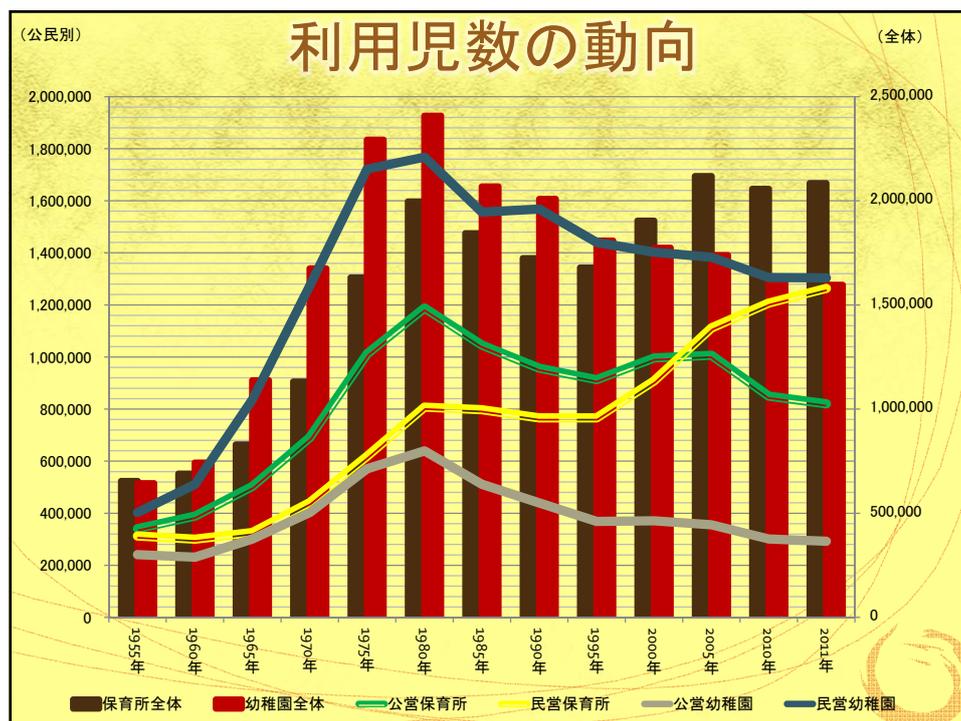
この他、

- ①児童手当の拡充
- ②地域子育て支援の整備
- ③虐待等社会的養護施策の充実などのために、消費税を10%にして、最低7千億円、できれば1兆円かけて頑張るといふものです。

何をしようとしているのか ～ 新制度の目的 ～

全国的に出生数は減少し、幼稚園の利用者は激減、保育所の利用者のみが増加し、資源のバランスが明らかに崩れています。

現行制度を維持すると、このような事態がさらに進みます。新制度では、子どもの育ちに必要なものを、質・量ともに、いかに適切に供給するかが大きな課題の一つです。



利用児数の動向

1. 幼稚園 (2012→2013)
 - 全体 158万人 (-2.1万人)
 - 公営 28万人 (-1.0万人)
 - 私営 130万人 (-1.1万人)

2. 保育所 (2011→2012)
 - 全体 219万人 (+10.3万人)
 - 公営 83万人 (+1.3万人)
 - 私営 135万人 (+9.0万人)

保育所・幼稚園はこうなる

幼稚園	保育所
私学助成幼稚園	保育所
施設型給付幼稚園	
幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園
幼保連携型認定こども園	

保育所・幼稚園はこうなる

幼稚園	保育所
私学助成幼稚園	保育所
<p>赤枠だけが従来通り、私学助成で都道府県の管轄。あとは、それぞれ立地する市区町村の管轄です。 市区長村の役所に私学幼稚園の担当窓口ができるということです</p>	
<p>幼保連携型認定こども園</p>	

幼保連携型認定こども園とは何か

- 保育所でも、幼稚園でもありません。
- 児童福祉施設でもあり、学校でもあります。
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、保育をします。
- 国が基準をつくり、都道府県（政令指定都市、中核市）が条例でそれを修正して使います。
- 職員は、保育教諭となります。



幼保連携型認定こども園とは何か

- 保育所でも、幼稚園でもありません。
- 児童福祉施設でもあり、学校でもあります。
- - ・ 認定こども園法（通称）に基づく、新しい施設ができるということです。
 - ・ 学校教育法との関係は直接はなくなります。

幼保連携型認定こども園とは何か

- 保育所でも、幼稚園でもありません。
- 児童福祉施設でもあり、学校でもあります。
- - ・ 児童福祉法には、保育所とは別の施設として新たに規定されます。
 - ・ 学校としての性格は、認定こども園法と教育基本法を基に与えられます。
 - ・ 教育は、学校教育法の幼稚園教育と同じものと位置づけられます。

幼保連携型認定こども園とは何か

- 保育所でも、幼稚園でもありません。
- 児童福祉施設でもあり、学校でもあります。
- 幼保連携型認定こども園は、保育要領と幼稚園教育要領の両方に基づいて運営される施設です。
 - ・最終段階で、保育要領から、名前が変わりました。幼稚園関係者のこだわりでしょう。
 - ・幼稚園教育要領と保育所保育指針の3歳以上は、すでにほぼ共通化されていますので、質的内容そのものは、大きく変わるわけではありません。
 - ・ちなみに、制度上や運動的には「預かり保育」ですが、幼稚園教育要領では「教育時間の終了後に・・・行う教育活動」と記載されています。

幼保連携型認定こども園とは何か

- 職員配置や面積基準などは、遵守基準と言われ、国の基準を下回ることはできません。
- 保育内容等は参酌標準と呼ばれ、地域の特性に応じて、修正することは可能です。
- 国が基準をつくり、都道府県（政令指定都市、中核市）が条例でそれを修正して使います。
- 職員は、保育教諭となります。

幼保連携型認定こども園とは何か

- ・ 保育士と幼稚園教諭の両方の資格をもつことを原則とします。
 - ・ 5年間は経過措置が設けられており、取る努力をすれば大丈夫です。
 - ・ 5年間は特例措置が設けられており、お互いに最低8単位（4科目程度）を履修すれば、取得できます。
 - ・ 免許更新制度が適用されます（10年一期間）。
- 職員は、保育教諭となります。

5つの歴史的意味

1. 親の生活により分断されない子どもの育ちの場が、公式に実現した
2. 保育の必要な子にも、「義務教育の基礎を培う」学校教育が適用されることになった
3. 親の生活状況が変化しても、同じ施設で、利用枠の変更で対応できるようになった
4. 学校教育法に規定されない学校ができた
5. 児童福祉施設に初めて学校が規定された

要保育認定について少し

教育標準
時間利用

保育短時間利用

保育標準時間利用

- ・3歳以上の
すべてに保障
- ・市町村申請制度
- ・応能負担
(5段階程度)

教育標準
時間利用

保育短時間利用

保育標準時間利用

- ・市町村による認定
- ・応能負担制度(6段階程度)
- ・保育所以外は事業者が徴収

- ・3歳以上のすべてに保障
- ・市町村による認定
- ・応能負担制度(6段階程度)
- ・保育所以外は事業者が徴収
- ・保育・教育時間
 - 教育標準が4時間程度
 - 保育短時間が8時間程度
 - 保育標準時間が11時間程度
- ・月必要総時間
 - 保育短時間利用：48～64時間程度
 - 保育標準時間利用：120時間程度

- ・市町村による認定
- ・応能負担制度(5段階程度)
- ・保育所以外は事業者が徴収
- 3歳以上の場合：2号認定子ども
- 3歳未満の場合：3号認定子ども
- 1号認定子ども
- 教育標準時間利用
- 保育短時間利用
- 保育標準時間利用

要保育認定について少し

どの認定を受けるかで、利用できる施設が変わります。

いくつかの施設に特例給付が認められていますが、適用は市町村が決定。あくまでも例外であり、市町村が積極的に認めるとは考えられません。

要保育認定で、保育所がシミュレーションしておくべきこと

現在

事実上全員
11時間認定

要保育
認定

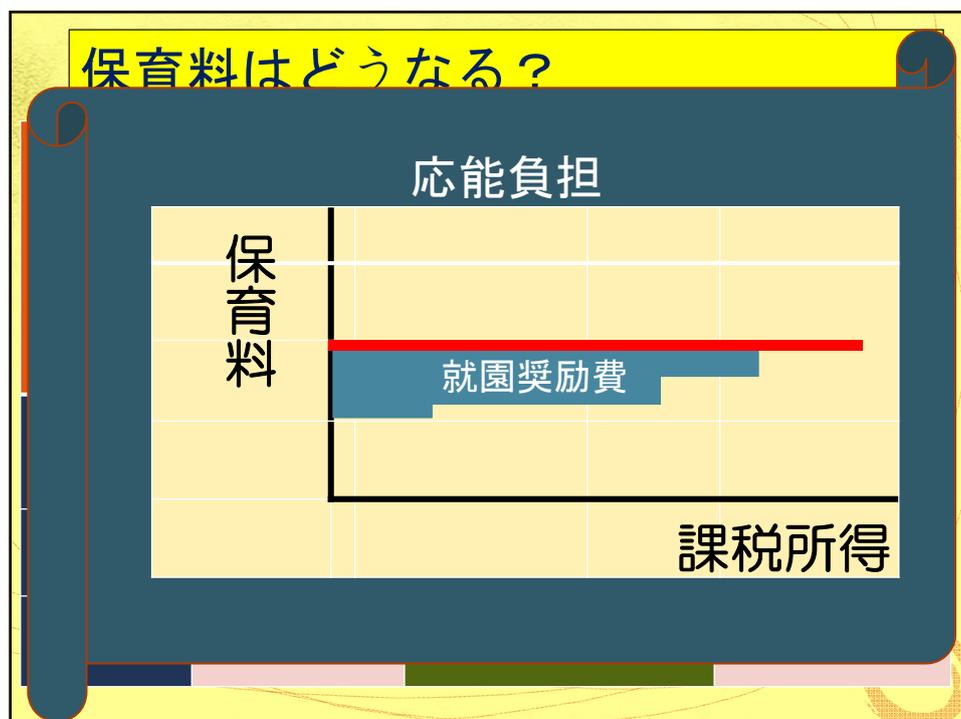
新制度

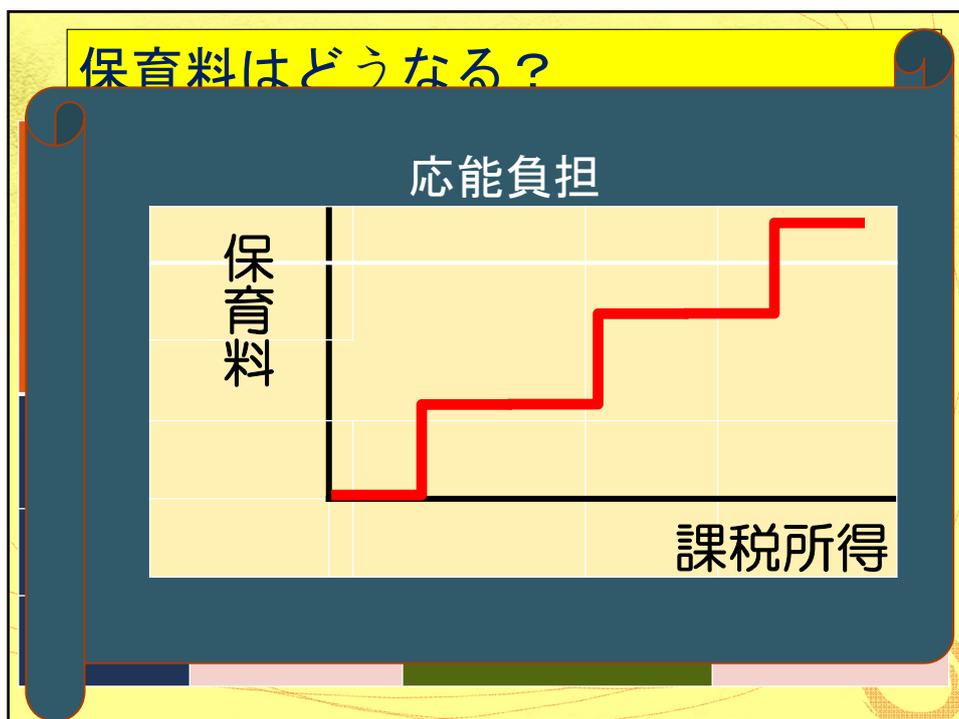
保育標準認定

短時間認定

教育標準認定

保育料はどうか？			
	私学助成幼稚園	施設型給付幼稚園 認定こども園	保育所
負担原則	応益負担	→応能負担	応能負担
決定者	事業者	→市町村	市町村
納入先	事業者	事業者←	市町村





保育料はどうかなる？

保育料は、精算基準として国が設定しますが、実際の保育料は市町村が設定します。当初6段階といわれていましたが、8段階のモデルが示されています。基本的には、保育料は下がる設計ですが、市町村が現状で7割台程度しか徴収してないため、利用者次元では上がる可能性もあります。

納入先 事業者 **事業者一** 市町村

保育料はどうか？

幼稚園ベースに認定こども園の場合、条件付きで、利用に際しての上乗せ徴収が可能です。

保育料は5段階で、上限が2.6万円くらいのモデルです。

これによって、公営幼稚園の保育料を下げる理由はなくなったと考えられます。しかし、実際の保育料設定は市町村ですから、議会や市民の了解が得られたら、安く設定するとは可能です。

納入先

事業者

事業者←

市町村

想像される利用者の移動

【AKB市】

【モ一娘。市】

保

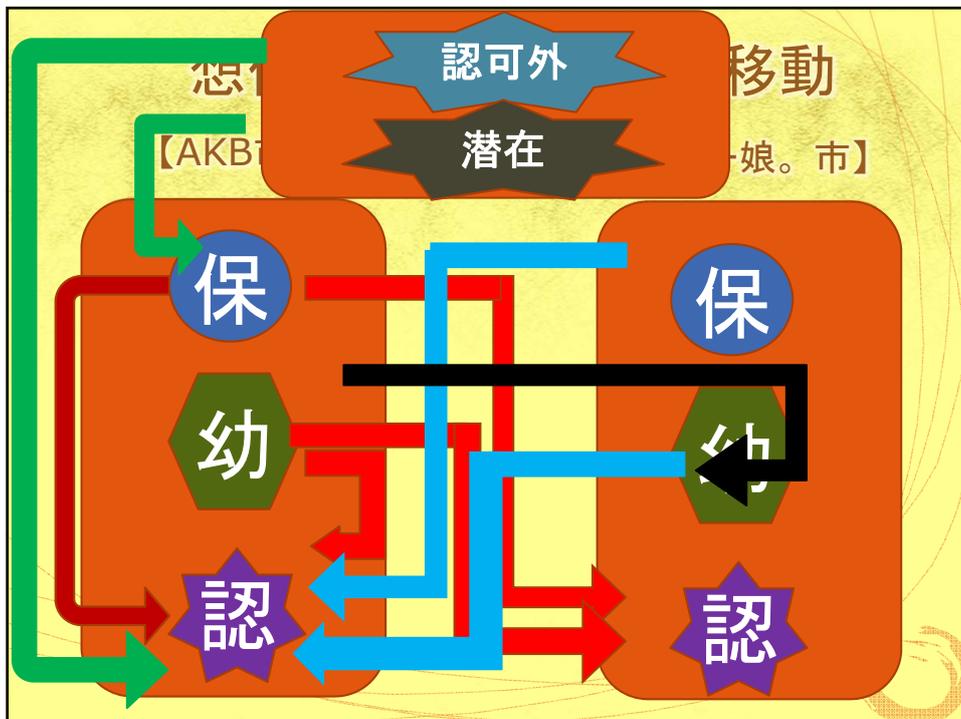
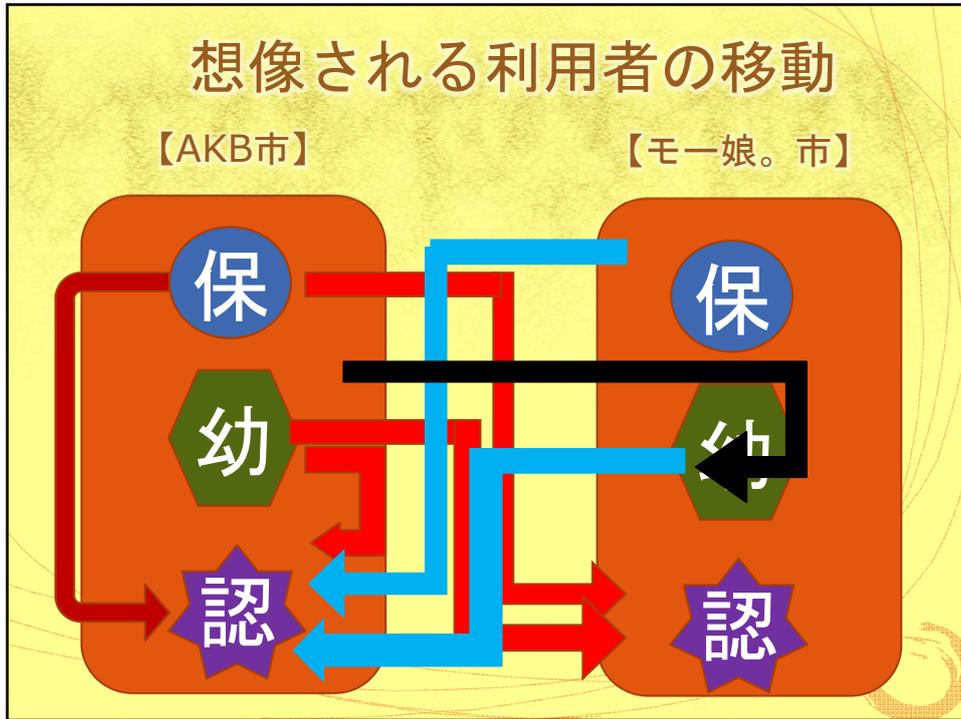
幼

認

保

幼

認



山縣の一般結論

- **経営面**：元保育所は、教育標準時間定員ゼロまたは少数の幼保連携認定こども園。
元幼稚園は、公営保育所改革の視野に1～2歳児枠強化の幼保連携認定こども園か幼稚園型認定こども園。
- **運動面**：保育単価の増、保育標準時間の下限設定、標準と短時間の保育料の差の縮小、直接契約の負担減（以上、国）、保育短時間の下限の48時間化、公平な確認制度（以上、地方）。
- **保育内容面**：保護者が実感できる教育の実現
子どもが混乱しない保育・教育課程 それに対応できる職員の研修。

夜間保育の私的分析

- 認定こども園になって、教育イメージを高めても、利用者は大きくは変動しない。
- 昼間グループは、企業系を除き、短期的には長時間化しない＝学法、社福、公立は、競合相手にならない。
- 保育標準時間は、ほとんどの利用者が確保できる。
- 市町村が決断すれば、夜間の一時保育はおこないやすくなった。
- 固有性の努力は、初期に戻った。

夜間保育の私的分析

昼間保育所は、幼保連携型認定こども園になるべきだと考えていますが、夜間は運動的には、ならない方が良くもかもしれません。

引き続き、①ニッチ事業として固有性を求めるか、②時間延長事業として合体して機能として特徴を出すか、③昼間の一部に組み込むか。

これは、夜間保育の最初の事業化、①夜間保育所の単独設置型、②昼間保育所への夜間保育所の併設型、③昼間保育所の延長保育としての夜間保育児の受け入れ、に戻ったと考えられます。